

2019年度（令和元年度）地域包括支援センターの事業計画の概要

I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、2019年度（令和元年度）包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

全てのセンターで運営方針に基づいた事業を実施するものですが、本資料は、運営方針や計画作成の留意点に記述されていないような各センターで工夫された取組、業務の具体的な取組内容等についての要旨をまとめたものです。

II 具体的な事業計画について

1 第一号介護予防支援事業

- ・介護予防ケアマネジメントは、自立支援に向けて支援であることを利用者に周知を図り、理解を求めていく。
- ・各種アセスメントシートを活用しながら、本人の持つ力や意欲に視点を置き、本人が望む暮らしがイメージできるように自立に向けた支援を行い、適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ・介護予防教室を活用して、介護予防マネジメントのセルフケアについて、理解を求めていく。
- ・サービス事業所と目標の達成状況を一緒に確認し、卒業を目指していく。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

ア 総合相談支援

- ・民生委員との同行訪問によるセルフネグレクト等支援困難者の相談支援を行う。
- ・お茶のみサロン等に出向き、相談を迷っている者に対する個別相談を実施する。

イ 高齢者実態把握

- ・自ら地域に出て、高齢者の状況を見極め、認知症高齢者の早期発見や孤立・深刻な事態に発展することを回避できるよう、支援の必要性が高い高齢者の実態把握に努める。
- ・総合病院MSW等から依頼を受けた相談について、退院後自宅訪問により実態把握を行い、生活状況を把握し必要な支援を行なう。

(2) 権利擁護

ア 高齢者虐待に関する啓発活動

・お茶のみサロンや介護者の集い等に職員が参加し、パンフレットやDVD・紙芝居等を活用して、地域住民や関係者への啓発活動に積極的に取り組む。

イ 高齢者虐待への対応（通報・連携・支援体制の構築）

・些細な疑惑でも早期に相談できる開かれた窓口であるように努める。

・高齢者虐待が発見された時の初動体制は非常に重要。実態把握に努め地域の民生委員や関係者との連携により、早期に状況を把握できる体制を整える。虐待の背景にある複雑な要因が重なって起きる困難事例に対し、3職種が協働して問題解決に当たる。

・虐待ケースの進捗状況について、毎月の会議で定期的に経過や対応方法について検証し、方向性を決定する。

・施設における処遇状況等については、運営推進会議の機会を活用し、啓発活動の場としつつ、職員の相談にも応じていく。

ウ 成年後見制度の利用支援

・成年後見制度や日常生活自立支援・暮らしのあんしんサービス事業については、利用が必要と判断されるときには、成年後見センターやまいさぼ長野市と連携し、支援していく。

・介護予防教室・お茶のみサロン等を活用し、啓発活動を実施する。

エ 消費者被害の防止

・高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害に遭わないように、民生委員・サービス事業所・ケアマネなどと連携して、高齢者への周知・啓発を行い、被害の未然防止に努める。

・地域で被害等確認した際は、市へ連絡した上で、民生委員に報告し、被害の予防活動を行う。

・警察や消費者センターなどと連携して被害に遭った高齢者の支援を行う。

・広報誌で事例を紹介したり、お茶のみサロンなどの地域の集まりや介護予防教室等で、消費者被害を防止するための啓発活動を繰り返し行う。

オ 職員の日常的なスキルアップ

- ・権利擁護に関する専門職研修会・勉強会に積極的に参加し、適切な権利擁護支援実践が行えるよう、職員のスキルアップに努める。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア ケアマネジャーへの支援

- ・ケアマネジャーのスキルアップを目指して、ケアマネジャー自身の役割と解決方法の整理、また自ら問題解決できるよう日常的に支援を行う。
- ・支援困難事例を通じて、ケア会議の開催や医療・介護の専門職との連携ができるよう支援する。
- ・1事業所1事例を持ち寄り、より良いケアマネジメント業務が行えるよう事例検討会を実施
- ・ケアマネジャーからの解決困難な問題の相談に対して、3職種がその専門性を活かし、協力しながら支援を行う。
- ・有償・無償の在宅福祉サービス情報をケアマネジャーや民生委員に提供し、社会資源を有効に利用できるよう支援する。

イ 包括的・継続的ケア体制の構築

- ・ケアマネジャーとの事例検討会の後、ランチミーティングの機会を設けて、情報交換を行う。

(4) 地域ケア会議の充実

ア 個別ケア会議

- ・保健・医療・福祉関係者のほか、必要に応じ司法関係者とも連携しながら、複雑多様化した課題を持つ高齢者やその家族の課題解決に向け、ケア会議の充実を図る。
- ・個別の課題を集約し、地域の課題を把握して、地域ネットワーク会議に展開できるよう努める。

イ 地域ネットワーク会議

- ・個別ケア会議において把握した地域課題の集約・検討を行い、地域づくり・政策提言につないでいく。

ウ 長野市ケア会議

- ・地区ネットワーク会議であげられた地区の課題に関することなどについては、必要に応じて「長野市ケア会議」での検討を依頼していく。

エ 地域の社会資源の掘起こしと活用

- ・ インフォーマルサービスを含めた地域の社会資源を把握し、活用に向けて関係者間で地域のサービス状況を共有する。
- ・ オレンジカフェの協力や推進会議への参加などを通じ、生活支援コーディネーターと連携協働し、地域から課題やニーズの把握と、支援者や資源の発掘・創出などにつなぐよう努めます。
- ・ 生活支援コーディネーターと連携し、住民主体サービスや介護予防の自主グループづくりなど、地域の高齢者の支え合い体制づくりを進めます。

オ 地域での見守り支援

- ・ 地域の見守り体制の構築への協力や、当事者・家族を支える交流会や自主グループ等の継続的な活動への支援を行う。

(5) 認知症総合支援事業

- ・ 認知症ケアパスを職員が理解し、ケアパスに沿った対応ができるスキルを身に付ける。
- ・ 認知症高齢者とその家族を地域で支える体制作りのため、認知症サポーターの活動や認知症カフェを更に支援していく。
- ・ お茶のみサロンや介護者の集い等に参加して、認知症高齢者の早期発見や情報を発信する。
- ・ 認知症地域支援推進員が中心となり、「かかりつけ医による物忘れ相談事業」の利用拡大を目指す。
- ・ 地域のサロンや広報で事業を紹介して、地域住民への周知活動を行う。
- ・ 早期対応の必要性や相談窓口としてのセンターの周知を図り、早めの相談や対応ができるように働きかけを行なう。「認知症サポーター講座」を小中学校で開催できるように学校関係者や認知症キャラバンメイトと協力する。
- ・ 若年性認知症の支援として、若年性認知症の方との接点を増やし、意見を得ることで、今後の支援策に反映していく。

(6) 生活支援体制整備事業

- ・ 高齢者が自分の足で通うことができる地区単位の通いの場作りを支援する。
- ・ 生活支援コーディネーターと連携し、不足するサービスの創出や担い手の育成など「資源開発」に協力して取り組む。
- ・ はつらつ運動講座を地域へ広めるため地区の役員さん達への説明会を開催し、介護予防の趣旨を理解してもらい、新しい地区へ自主グループを立ち上げ、地域の人集いの場が続いていくように支援する。
- ・ 地区に設置された「地区介護予防・生活支援検討会」への出席し、メンバーと協力して、地区に必要な「支えあい活動」「集いの場」などの創設に向けて検討を進める。

(7) 在宅医療・介護連携推進

- ・地域の医療機関に出向き、包括支援センターの周知や情報提供を呼びかけることで、顔の見える関係作りを行う。
- ・退院後も不安なく在宅復帰できるよう、「医療と介護との連携連絡票」や「入退院時情報提供書」等を適切に用いて、円滑な連携強化に努めます。

3 その他

(1) 介護予防教室・介護者教室の開催

- ・介護予防教室において、「認知症の方への接し方」「入院から在宅復帰までの流れ」をテーマに開催して、正しい知識の啓蒙や情報提供により高齢者とその家族を支援する。
- ・介護予防の基本的な知識の普及啓発だけでなく、生活環境の調整や地域の中での生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、自身を取り巻く環境へのアプローチも含めて推進していく。
- ・介護者教室において、参加者同士で介護体験の共有や情報交換ができ、介護者支援につながる学習の場とする。
- ・地区全体が介護予防への関心が向くよう魅力的な介護予防講座を開催し、高齢者だけでなく若い世代から「健康づくり」の意識を高める。

(2) 地域での介護予防活動支援

- ・今年度は、フレイル予防をテーマに連続講座を開催する。また、冬の間の運動不足を解消するための運動教室の希望が多いことから開催を検討していく。
- ・看護師や社会福祉士を目指す学生実習の受け入れ、指導を行い、包括支援センターの役割を学んでもらう。

(3) 地域包括支援センター全体のスキルアップ

- ・各職員が学んだ知識・技術について、全職員に伝達し共有することにより、包括支援センター全体のスキルアップを図ります。

(4) 地域包括支援センターの周知活動

- ・ 民生委員の会議、お茶のみサロン、地域での体操教室、老人クラブの活動等に参加し、高齢者福祉の総合相談窓口として地域包括支援センターの役割を周知する。
- ・ センター独自のチラシ・マグネットを地域で集いの場や、茶のみサロン等の高齢者が集まる場などで配布し、地域に向けて一層の周知を行う。
- ・ 独自の広報誌を発行し、センターのPRや介護予防教室等の情報を発信します。

(5) 個人情報の保護

- ・ 個人情報、パソコンは鍵のかかるキャビネットに保管するとともに、法人の個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき個人情報の管理を徹底する。